

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	10 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	6 件

滋賀国民年金 事案 776

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から44年3月まで

昭和43年当時はA市からの依頼で青年団が集金をしていた時で、同年4月に結婚した婿養子の夫には納付記録があつて、私が未納となっているのは納付できない。また、現在も同居している両親も、家族4人のうち、娘の私だけが未納なのは考えられないと言っている。

第3 委員会の判断の理由

国民年金加入期間について、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の夫及び両親は、申立期間を含め国民年金保険料をすべて納付している。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたという申立人の両親の供述のとおり、申立期間当時、申立人の家族が居住していた地域では、A市から委託を受けていた青年団が国民年金保険料の集金を行っていたことが確認できる上、納付していたとする保険料月額200円は当時の保険料額と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和39年9月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月28日から40年1月30日まで

A社に昭和33年3月に入社し、平成11年2月末に退職するまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者期間に空白がある。同社C工場から同社B工場に転勤した際、同社B工場における被保険者資格の取得日が誤って記録されたものと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、健康保険喪失証明書、雇用保険の記録及びA社B工場の回答などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和39年9月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が昭和40年1月30日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年9月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

滋賀国民年金 事案 777

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年12月から11年3月まで
社会保険事務所(当時)に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間の納付勧奨通知が自宅に届き、母が銀行から預金を引き出し、社会保険事務所で保険料を納付したことを記憶しているし、その後も母が継続して保険料を納付してくれていたのに、申立期間だけが未納という記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成12年5月ごろ、母がA銀行B出張所において、両親のどちらかの普通預金口座から現金を引き出し、C社会保険事務所(当時)で申立期間の国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、同行C支店にある申立人の父名義の普通預金口座及び同行D支店にある申立人の母名義の普通預金口座の預金異動明細表を確認しても、申立期間に係る保険料に該当する預金異動履歴は見当たらなかった。

また、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、国民年金保険料を納付したとする申立人の母親の記憶も曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 778

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から58年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から58年6月まで

私は、昭和56年7月でAを退職したが、すぐに国民年金には加入しなかった。その後、父親に国民年金の加入手続と保険料の納付を依頼したところ、父親からは、「国民年金手帳の被保険者となった日欄に記載されている、昭和57年8月までさかのぼって納付してきた。」と聞いているのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和60年9月17日に払い出され、57年8月31日にさかのぼって被保険者資格を取得しており、払出時点では、申立期間の保険料は、時効により、制度上、納付できない上、申立人に、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び保険料を納付したとする父親の当時の記憶が曖昧であり、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の父親が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から61年3月まで

昭和60年7月末日で会社を退職したので、直ちにA市役所で国民健康保険及び国民年金に加入した。納付に際し、口座振替の手続をしたが、すぐには銀行口座から保険料が引き落とされないということで、初めの2か月ほどは市役所内にある銀行の出張所に納付書で保険料を納めた記憶もある。

申立期間が未加入とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後、直ちにA市役所において国民健康保険と一緒に国民年金にも加入したと主張しているが、A市が保管する住民票の基礎資料から、国民健康保険の資格取得日は昭和60年8月1日であるものの、国民年金の資格取得日は61年4月1日であることが確認できる上、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の記録欄の被保険者となった日は「昭和61年4月1日」と記載されており、オンライン記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年5月から平成3年3月まで
申立期間当時は大学生であり、国民年金については任意加入期間であったが、父親がA郵便局で1年分ずつ保険料を納付してくれていた。
ところが、結婚の際、申立期間の納付記録が無いことが判明し、父親が、役場と郵便局に調べに行ったが、きちんと対応してもらえなかった。
申立期間は、母親が亡くなった時期と重なり大変な時期であったが、父親が保険料を納付してくれているので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、結婚後の住所地（B市C区）を管轄するD社会保険事務所（当時）で払い出されており、申立期間は任意加入の対象となる期間であることから、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間にさかのぼって被保険者資格を取得することはできず、申立期間当時の申立人の住所地（A町）において、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡も無いことから、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない。

また、申立人の父親が、その保険料を納付していたとする申立人の妹も、任意加入の対象となる期間は、国民年金に加入しておらず、学生が国民年金の強制加入の対象となった平成3年4月に国民年金の被保険者資格を取得し、保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続や保険料の納付に^{あいまい}関与しておらず、申立人の父親に聴取しても、加入手続等についての記憶が曖昧であり、申立期間における国民年金の加入状況等

が不明である。

加えて、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年10月1日から21年4月1日まで
昭和13年4月にA社に入社したころは、厚生年金保険制度は無かったと思うが、復職後の20年10月からは厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人の申立期間の勤務実態について確認できる関連資料は見当たらない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同日の昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得しており、所在が確認できた同僚3人のうち、回答のあった2人は、被保険者資格取得日前より同社に勤務していたと回答している上、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況について、明確な証言を得ることはできなかった。

さらに、A社に係る申立期間前後の厚生年金保険被保険者資格取得日と被保険者資格取得者数を見ると、昭和20年1月10日に4人、申立人の厚生年金保険被保険者の資格取得日である21年4月1日に20人、同年12月1日に56人が資格取得していることが確認できることから、申立期間当時、同社においては、1年に1回又は2回、まとめて被保険者資格を取得させていたことがうかがえる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 8 月 1 日から同年 10 月 15 日まで
② 昭和 56 年 3 月から同年 10 月まで

年金記録を確認したところ、昭和 35 年 4 月から 39 年 4 月まで A 社に継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録に空白期間がある。

また、昭和 56 年 3 月から同年 10 月まで B 社に勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が無い。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及びその妻に対し、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる明確な証言を得ることはできなかった。

また、当時の同僚に照会しても、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除をうかがわせる証言を得ることができなかった。

さらに、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立期間に申立人の記録は確認できない上、健康保険の整理番号に欠番も無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

申立期間②について、B 社で経理を担当していた事業主の妻は、「申立人のことは覚えている。当時はまだ社会保険には加入しておらず、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは無かった。」と証言している。

また、オンライン記録においても、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、申立期間より後の昭和 57 年 6 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除につい

て確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月 1 日から 48 年 2 月 7 日まで
昭和 41 年 2 月 2 日に A 社に入社し、途中で B 社と名称は変わったが、48 年 9 月 29 日まで継続して勤務していた。
ところが、送られてきたねんきん特別便では、昭和 45 年 11 月 1 日から 48 年 2 月 7 日までの期間の加入記録が漏れていた。
この期間も間違いなく勤務していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

閉鎖登記簿及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、A 社は、法人としては、昭和 45 年 11 月 9 日に解散しているが、厚生年金保険の適用事業所としては、申立期間において B 社に名称変更し継続していることが確認できる。

しかし、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和 41 年 2 月 2 日に健康保険の整理番号*番で被保険者資格を取得し、45 年 11 月 1 日に同資格を喪失した後、婚姻（昭和 45 年 10 月*日）後の氏名により、48 年 2 月 7 日に同整理番号**番で被保険者資格を再取得していることが確認できるとともに、同整理番号*番の備考欄には健康保険被保険者証が返納されたことを示す「証返」の押印が確認できることから、事業主により、被保険者資格の喪失及び取得の届出がされたものと考えられる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は、A 社を昭和 45 年 10 月 31 日に離職し、48 年 2 月 7 日に B 社において再取得しており、厚生年金保険の記録と一致している。

さらに、B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元事業主及び申立期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有する複数の同僚に照会したが、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保

険料控除の有無を確認できる資料及び証言を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から43年3月27日まで

A社に夫と共に勤務していた申立期間について、夫には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には無い。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間中にA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、「当時の事業主等は亡くなっており、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料は無い。しかし、当社では、当時の失業保険被保険者資格喪失確認通知書を保管しており、同通知書に申立人の夫の氏名は見られるものの、申立人の氏名は見当たらないことから、申立人は厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。」と回答している。

また、申立人は、昭和38年9月28日からはA社において厚生年金保険の被保険者記録のある夫の被扶養者となっていることが夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる。

さらに、申立人の勤務時期及び厚生年金保険料の控除についての記憶は曖昧あいまいであり、申立人は、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 40 年 2 月まで

昭和 38 年 4 月に A 社に運転助手として入社し、40 年 2 月まで勤務していた。39 年ごろ、B 地震があり、災害救援隊として同社のトラックで C 活動にも従事しており、在職中に大型運転免許を取得（昭和 39 年 8 月 * 日）しているため、間違いなく勤務している。

A 社は、厚生年金保険にも加入していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真、事業主及び同僚の証言から、時期は特定できないものの、申立人が申立期間中に A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 社の事業主は、「運転手として採用した者は、試用期間を経た上で、厚生年金保険に加入させていた。」と回答しているところ、申立人は、「運転助手として採用された。在職中に大型運転免許を取得したが、運転したかどうかは覚えていない。」と回答しており、申立人が記憶する同僚（運転助手）も、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

また、A 社において厚生年金保険の被保険者記録がある複数の同僚は、いずれも、雇用保険の被保険者資格取得日から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、うち 3 人が、「運転手として勤務していた。入社後すぐには厚生年金保険に加入させてもらっていない。」と回答していることから、当時、事業主は、運転手等職種を限定し、入社日から一定期間経過後に厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間における雇用保険の記録も確認できない。

加えて、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 9 月 1 日まで
中学校を卒業して1年間ほどは家業の手伝いをしたが、昭和 32 年 4 月 1 日に先輩が勤務しているA社に入社し、同先輩と一緒に勤務した。
給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかは分からないが、申立期間は同事業所に勤務していたので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人の勤務期間、厚生年金保険の加入状況等についての記憶は曖昧であり、申立人が名前を挙げた同僚に照会しても、申立人の勤務期間を特定できる証言は得られない上、当該同僚も、入社後約1年間は厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A社は既に解散しており、申立人の申立期間における勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認できる資料は無いが、当時の経理担当者に照会したところ、「当時は、厚生年金保険の加入対象者であっても、継続勤務が可能かどうかで加入を判断していたかも知れない。」との証言が得られた。

さらに、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。